

# 鳥取縣公報

昭和二十二年十二月十六日  
第千八百六十七號  
火曜日

本書ノ大半ハ國定規格A列5

## 條例

◇鳥取縣條例第三十五號  
昭和十九年四月鳥取縣條例第二號鳥取縣稅目的稅都市計  
畫稅賦課率條例の一部を次のように改める。

昭和二十二年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣稅目的稅都市計畫稅賦課率條例中改正條例  
第一條中「十五錢」を「一錢四厘」に改める。

附 則

この條例は昭和二十二年度分からこれを適用する。

◇鳥取縣條例第三十六號

鳥取縣物產斡旋所手数料條例を次のように定める。

昭和二十二年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

## 鳥取縣物產斡旋所手数料條例

第一條 鳥取縣物產斡旋所に物產の販賣又は物資の購入  
の斡旋を委託したものは手数料として斡旋したものの  
金額の百分の三に相當する金額を知事に納付しなけれ  
ばならない。

前項の手數料は知事が必要と認めるときはこれを減免  
することができる。

第二條 手数料は斡旋を受けた日から七日以内に納付し  
なければならぬ。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

## 規則

◇鳥取縣規則第四十六號

鳥取縣物産幹旋所規則を次のように定める。  
昭和二十二年十二月十六日  
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣物産幹旋所規則

- 第一條 鳥取縣物産幹旋所（以下幹旋所と稱する）は次の業務を行う。
- 一、本縣諸物産の販賣の幹旋
- 二、生産資材等の他の諸物資の購入幹旋
- 三、商況その他の調査情報連絡
- 四、貿易品その他の物品の陳列
- 五、本縣觀光の案内
- 第三條 幹旋所設置箇所については、別にこれを定める。
- 第三條 幹旋所には次の職員を置く。

所 長  
主事又は技師

第四條 所長は知事の指揮をうけ所務を掌理し部下の職員を指揮監督する。  
主事又は技師は上司の指揮をうけ庶務及び業務に従事する。

第五條 幹旋の委託をしようとするものは、別に定める様式の委託書を所長に提出しなければならない。但し特別の事由があるときは委託書の提出を免除することができる。

第六條 幹旋委託人は幹旋の委託を取消しようとするときは、この事由を具し所長の承認をうけなければならない。

前項による損害のあるときは、これを弁償しなければならない。

第七條 この規則の施行に必要な細則は、所長これを定める。

附 則  
この規則は公布の日からこれを施行する。

告 示

鳥取縣告示第五百五十二號  
昭和二十二年 度臨時柔道整頓講習試験を次のように施行す

る。

昭和二十二年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
場 所

十二月二十三日午前九時 鳥取縣立鳥取育嬰師學校  
十二月二十四日午前九時 同 右

志願者は昭和二十二年十二月二十日までに願書に自筆履歴書、修業證明書、戸籍抄本、寫真二葉、手数料拾五圓を添付し縣衛生課宛直接提出し試験當日受験用具携帯出頭のこと。

鳥取縣告示第五百五十三號

縣立大山診療所を昭和二十二年十二月三十一日限りこれを廢止する。

昭和二十二年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣告示第五百五十四號

鳥取縣物産幹旋所規則第二條による幹旋所設置箇所を次

のように定める。

昭和二十二年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治  
大阪市阿倍野區阿倍野筋三丁目七〇番ノ一〇

鳥取縣告示第五百五十五號

物價統制令第四條の規定により甘藷飴の販賣價格の統制額を次のように指定し、昭和二十二年十月鳥取縣告示第四百八十七號（甘藷飴統制額指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年十二月十六日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、販賣業者販賣價格の統制額

甘藷飴 一〇〇匁につき 三七圓〇〇

二、右の統制額は物品税を含み、賣主店先渡しし價格とする。

三、右の統制額は荷造包装費を含むものとする。

四、右の統制額は昭和二十二年十二月一日より適用する。